

区画整理だより

一宮大木土地区画整理組合発行
平成31年1月10日 第71号

新しい年を迎え、みなさまにおかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、一宮大木土地区画整理事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成30年12月27日（木）に第41回総代会（総代総数51名中41名出席）が開催されました。議案「事業計画の変更（第4回）について」が審議され、原案のとおり可決されました。また平成30年度中間定期監査の実施について報告がありました。

【議案】

1.事業計画の変更（第4回）について

下記の5つの変更内容について説明し、原案のとおり可決されました。事業計画変更認可申請書は1月8日付けで県に提出しました。変更事業計画書を見ていただく縦覧期間があり、その後、認可となります。

変更内容

- 1 事業の進捗を考慮し、施行期間を5年延伸する。
 - ・換地処分公告後の清算金徴収事務及び組合解散事務を考慮したもの。
- 2 再権利調査の結果により施行前面積を変更する。
 - ・地区内外分筆、権利の再調査を行い、机上計算していたものを直す。
- 3 出来形確認測量に合わせ施行後面積を変更する。
 - ・工事終了後の出来形確認測量を反映、机上計算していたものを直す。
- 4 過年度実績の精査及び残事業費の把握を行い、資金計画の見直しを行う。
 - ・平成29年度までの決算額を反映させ、組合解散までの資金計画にする。
- 5 利便性を図るため、特殊道路を区画道路に変更する。
 - ・幅員4メートルの特殊道路を幅員5メートルの区画道路へ変更する。

※今回の変更は事業計画全体の変更になり、組合員個人に関する変更ではありません。

《縦覧予定》

- (1) 日時 平成31年2月12日（火）から25日（月）
午前8時30分から午後5時15分
- (2) 場所 豊川市役所建設部区画整理課（豊川市役所北庁舎3階及び一宮庁舎1階）
ただし、土曜日、日曜日は、一宮庁舎のみで行います。
- (3) 縦覧図書 第4回変更事業計画書

【報告事項】

平成30年度中間定期監査の実施について

監査した結果、「歳入歳出に関する金銭の収支及び証拠書類等の整理は正確であり、その事務処理についても適法且つ正確であり、事業の執行状況及び財産状況も適正であると認めます」と監査報告がありました。

■分筆・合筆について

今年度中に換地計画書を作成し、換地処分に向けた作業を進めております。換地計画書作成後の分筆・合筆は、愛知県の換地計画認可の取り直しを要することとなり、事業の進捗に多大な影響を与えます。

以上のことから一宮大木土地区画整理事業地区内の分筆・合筆につきましては

平成31年2月28日（木）をもって受付を終了といたします。

分筆・合筆を予定されている方につきましては、お早めにご相談ください。

■相続や売買をした際の注意点

正確かつ最新の情報を換地計画書などへ反映するために、相続や売買などで土地の所有者が変更になった場合は、速やかに所有権移転届出書の提出をお願いいたします。



【連絡先】 一宮大木土地区画整理組合事務所（豊川市一宮庁舎1階）
TEL：0533-93-4911 E-mail：ichinomiyaooqi@royal.ocn.ne.jp
組合ホームページURL：http://ichinomiyaooqi.com/